

NPO法人愛媛県セーリング連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人愛媛県セーリング連盟(以下、「本連盟」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

(加盟団体)

第3条 本連盟は、公益財団法人日本セーリング連盟に加盟し、公益財団法人愛媛県スポーツ協会の構成団体となる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本連盟は、愛媛県のセーリング界を代表し、愛媛県内の競技者及び愛好者、あるいはこれから同スポーツに参加しようとする人達を対象として、競技活動の支援、技術の普及に関する事業、競技開催等を行い、セーリングスポーツの健全な普及発展ならびに技術向上を図るとともに、海洋環境の保全に努め、県内の青少年の健全育成とセーリング愛好者の豊かな人生づくりに貢献し、併せて会員相互の親和強調を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第6条 本連盟は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) セーリングスポーツの普及、指導、競技会等の開催に関する事業
- (2) セーリングスポーツの競技力向上、指導者育成及び県下代表選手の選出ならびに派遣等に関する事業

- (3) セーリングスポーツに係る艇体、装備、備品、施設等の管理、情報提供に関する事業
- (4) その他本連盟の目的遂行のために必要と認められる事業

第3章 会員

(会員)

第 7 条 本連盟の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本連盟の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本連盟の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第 8 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2.会員として入会しようとする者は、本連盟のホームページより申し込むものとする。理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第 9 条 会員は、総会において別に定める会費を、本連盟に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 11 条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、諸規定及び規則等に違反したとき。
- (2) 理事会および総会の議決に違反したとき。
- (3) 本連盟の目的趣旨に反する行為があったとき。

(4) 本連盟の名誉を傷つけ、又は運営に支障を及ぼすと認められたとき。

(抛出金品の不返還)

第 13 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 14 条 本連盟の役員として、理事及び監事を置く。

(1) 理事 3 名以上 17 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2.理事のうち 1 名を理事長とする。

3.理事のうち 1 名以上 3 名以内を副理事長とする。

4.理事会の承認のもと、正会員の中から、会長、副会長を置くことができる。

(選任等)

第 15 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2.理事長は、理事の互選とする。

3.理事長は、理事の中から、副理事長を指名して任免する。

4.役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5.監事は、理事又は本連盟の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 16 条 会長及び副会長は、本連盟の基本理念の指導にあたる。

2.理事長は、本連盟を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、本連盟の業務について、本連盟を代表しない。

3.副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4.理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5.監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本連盟の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、本連盟の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合

には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本連盟の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 17 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2.前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3.補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4.役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2.役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3.前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 21 条 本連盟に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2.職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 本連盟の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2.臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法(以下「書面等」という。)をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、第 25 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2.理事長は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときはその日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3.総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に支障ある場合、副理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加えることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面等による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3. 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2.理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3.理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2.理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等となるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面等による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2.前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2.決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更

しようとする場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 総会及び理事会に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2.前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3.第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行については必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大槻 映幸
副理事長	深瀬 宗久
	望月 航
理事	豊川 将平
	渡部 賢二
	山内 真斗夏
	黒木 信治
	市川 悠斗
	松岡 正幸
	森貞 雅博
	堤 孝二

監事	片山 昭
----	------

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 なし

正会員会費 一般 10,000 円（1年間分）

大学生 8,000 円 (1 年間分)

高校生 4,000 円 (1 年間分)

ジュニア 2,500 円 (1 年間分)

(2) 賛助会員入会金 なし

賛助会員会費 個人 1 口 5,000 円 (1 年間分)

賛助会員会費 団体 1 口 20,000 円 (1 年間分)